米兵による女子中学生暴行事件に対する意見書

去る2月10日午後8時30分ごろ、沖縄県本島中部において、在沖縄米海兵隊員による女子中学生暴行事件が発生した。

今回の事件は、1995年の「米兵による少女暴行事件」を想起させ、沖縄県民を初めとして私たちに強い衝撃と不安を与えている。女性の人権をじゅうりんする極めて悪質な犯罪であり、被害を受けた少女・家族の心中を察すると激しい怒りを覚え、断じて許すことができない。

復帰後の在沖米軍人・軍属等による犯罪件数は平成18年度末時点で5,451件に至り、改まらぬ米軍及び米兵の体質に激しい憤りを禁じ得ない。

たび重なる、事件・事故に、米軍の再発防止策の弱さと、日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的改善策を改めて求めるものである。

よって、本市議会は、政府に対し、今回の女子中学生暴行事件及び米軍に起因する相次ぐ事件・事故に関し、米軍当局並びに関係機関に対して満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件・事故の再発防止等に向けて下記事項の徹底と実現を強く要請する。

記

- 1 事件の全容を解明するとともに速やかに公表し、被害者と家族に対する謝罪及 び誠意を持った対応を行うこと。
- 2 米軍構成員等の教育を徹底し、綱紀粛正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。
- 4 米軍基地の一層の整理縮小と海兵隊を含む兵力の削減を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司